芦屋市の文化に関する条例等一覧(所管順)

平成21年4月1日現在

 件 名	法令	法令番号	所 管 課
	区分		
芦屋市事務分掌条例	条例	昭和 43 年条例第 37 号	総務・組織・事務管理担当
芦屋市事務分掌規則	規則	平成 19 年規則第 20 号	総務・組織・事務管理担当
芦屋市文書取扱規程	訓令	平成 19 年訓令甲第 6 号	総務・文書行政課
芦屋市職務権限規程	訓令	昭和 42 年訓令甲第 4 号	総務・組織・事務管理担当
市長の権限に属する事務の 補助執行等に関する規程	訓令	昭和 54 年訓令甲第 8 号	総務・組織・事務管理担当
芦屋市公共施設等整備基金 条例	条例	昭和 48 年条例第 30 号	総務・管財・検査課
芦屋市民文化賞に関する規 則	規則	昭和 42 年規則第 29 号	総務・秘書課
芦屋市名誉市民条例	条例	昭和 56 年条例第 3 号	総務・秘書課
芦屋市総合計画に関する規 則	規則	昭和 44 年規則第 3 号	総務・行政経営課
芦屋市市税条例	条例	昭和 59 年条例第 24 号	総務・課税課
モンテベロ市と芦屋市との 間の姉妹都市提携に関する 盟約	盟約	昭和 36 年盟約	市民生活・市民参画課
芦屋市立地区集会所の設置 及び管理に関する条例	条例	昭和 40 年条例第 14 号	市民生活・市民参画課
芦屋市市民文化振興基金条 例	条例	昭和 57 年条例第 3 号	市民生活・市民参画課
芦屋市男女共同参画推進条 例	条例	平成 21 年条例第 10 号	市民生活・市民参画課
芦屋市立上宮川文化センタ ーの設置及び管理に関する 条例	条例	昭和 61 年条例第 11 号	市民生活・上宮川文化センタ-
芦屋市南芦屋浜地区におけ る企業立地促進に関する条	条例	平成 15 年条例第 14 号	市民生活・経済課

例			
芦屋市南芦屋浜地区におけ			
る企業立地促進に関する条	規則	平成 15 年規則第 10 号	市民生活・経済課
例施行規則			
芦屋市立福祉会館の設置及	AT ITIL		
び管理に関する条例	条例	昭和 51 年条例第 29 号 	保健福祉・地域福祉課
芦屋市立老人福祉会館の設	₽ ÆI	四年点左右四年00日	
置及び管理に関する条例	条例	昭和 51 年条例第 30 号 	保健福祉・地域福祉課
緑ゆたかな美しいまちづく	₽ ÆI	亚代 44 年夕四年 40 日	<u> </u>
り条例	条例	平成 11 年条例第 10 号 	都市環境・環境課及び都市計画課
芦屋国際文化住宅都市建設	:+ / +	四和 00 年计律等 0 早	*************************************
法	法律	昭和 26 年法律第 8 号 	都市環境・都市計画課
阪神間都市計画(芦屋国際			
文化住宅都市建設計画)中	訓令	四年40年名周等40日	
部土地区画整理事業(鳴	訓文	昭和 40 年条例第 19 号 	都市環境・都市計画課
尾・御影線地区)施行規程			
阪神間都市計画事業(芦屋			
国際文化住宅都市建設事	条例	昭和 55 年条例第 33 号	
業)第一種市街地再開発事	示例	昭和 33 牛汞例第 33 号 	都市環境・都市計画課
業の施行に関する条例			
芦屋市生活環境保全のため			
の建築等の規制に関する条	条例	平成8年条例第1号	都市環境・都市計画課
例			
芦屋市都市景観条例	条例	平成 8 年条例第 21 号	都市環境・都市計画課
芦屋市住みよいまちづくり	夕瓜	亚弗 42 年冬周笠 46 早	郑 本理培。
条例	条例	平成 12 年条例第 16 号 	都市環境・都市計画課
芦屋市地区計画の区域内に			
おける建築物の制限に関す	条例	平成 14 年条例第 27 号	都市環境・建築指導課
る条例			
芦屋市火災予防条例	条例	昭和 48 年条例第 28 号	消防本部・予防課
芦屋市教育委員会事務局事	教委	四和 50 年数禾坦则等 7 早	答明 . 答 理错
務分掌規則	規則	昭和 50 年教委規則第 7 号	管理・管理課

芦屋市教育委員会事務局職 務権限規則	教委 規則	昭和 50 年教委規則第 10 号	管理・管理課
芦屋市立学校使用条例	条例	昭和 27 年条例第 9 号	学校教育・学校教育課及び管理・管理課
芦屋市立打出教育文化セン ター条例	条例	平成 2 年条例第 21 号	学校教育・打出教育文化セン タ -
芦屋市立打出教育文化セン ター条例施行規則	教委 規則	平成2年教委規則第8号	学校教育・打出教育文化セン タ -
芦屋市文化財保護条例	条例	平成元年条例第7号	社会教育・生涯学習課
富田砕花賞規則	規則	平成 2 年規則第 18 号	社会教育・生涯学習課
芦屋市民会館条例	条例	昭和 38 年条例第 29 号	社会教育・市民センタ -
芦屋市民センター運営条例	条例	昭和 50 年条例第 8 号	社会教育・市民センタ -
芦屋市民センター運営条例 施行規則	教委 規則	昭和 50 年教委規則第 3 号	社会教育・市民センタ -
芦屋市立公民館設置条例	条例	昭和 51 年条例第 27 号	社会教育・公民館
芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例	条例	昭和 47 年条例第 26 号	社会教育・スポーツ青少年課
芦屋市谷崎潤一郎記念館条 例	条例	昭和 63 年条例第 7 号	社会教育・谷崎潤一郎記念 館
芦屋市立美術博物館条例	条例	平成 2 年条例第 22 号	社会教育・美術博物館
芦屋市美術品等取得基金条例	条例	平成3年条例第2号	社会教育・美術博物館
芦屋市美術品等取得基金管理規則	規則	平成3年規則第5号	社会教育・美術博物館
芦屋市美術品収集委員会規 則	規則	平成3年規則第6号	社会教育・美術博物館

芦屋市の文化に関する要綱一覧(所管順)

平成21年4月1日現在

要綱名	制定年	所 管 課
芦屋市打出 / 芦屋財産区山車維持管理費助 成要綱	平成 17 年	総務・管財・検査課
芦屋市三条 / 津知財産区山車維持管理費助 成要綱	平成 17 年	総務・管財・検査課
芦屋市民文化賞推薦連絡会設置要綱	平成 13 年	総務・秘書課
芦屋市民文化賞表彰者選考委員会設置要綱	平成 14 年	総務・秘書課
芦屋市補助金等の交付要綱	昭和 46 年	総務・財政課
芦屋市の後援名義の使用許可に関する要綱	平成元年	市民生活・市民参画課
芦屋市芸術文化活動助成要綱	平成3年	市民生活・市民参画課
老人クラブ運営費補助金交付要綱	昭和 56 年	保健福祉・高年福祉課
芦屋市老人クラブ連合会運営費補助金交付 要綱	昭和 56 年	保健福祉・高年福祉課
芦屋市高齢者バス運賃助成事業実施要綱	昭和 62 年	保健福祉・高年福祉課
芦屋市まちづくり支援要綱	平成 18 年	都市環境・まちづくり担当
芦屋市教育委員会の後援名義の使用許可に 関する要綱	昭和 56 年	管理部・管理課
芦屋市立学校教員国内派遣研修実施要綱	平成5年	学校教育部・学校教育課
芦屋市コミュニティ・スクール推進要綱	昭和 60 年	社会教育部・生涯学習課
芦屋市文化財補助金交付要綱	平成元年	社会教育部・生涯学習課
芦屋市立図書館資料収集要綱	平成 20 年	社会教育部・図書館

本市の文化に関する条例等例示

芦屋国際文化住宅都市建設法(抄)

(昭和 26 年 3 月 3 日法律第 8 号)

(目的)

第 1 条 この法律は,芦屋市が<u>国際文化の立場から見て恵まれた環境</u>にあり,且 つ ,住宅都市としてすぐれた立地条件を有していることにかんがみて ,同市を<u>国際文化住宅都市</u>として外国人の居住にも適合するように建設し,外客の誘致, ことにその定住を図り,わが国の<u>文化観光資源の利用開発</u>に資し,もつて<u>国際</u> 文化の向上と経済復興に寄与することを目的とする。

(計画及び事業)

- 第2条 <u>芦屋国際文化住宅都市を建設する都市計画(以下「芦屋国際文化住宅都市</u>建設計画」という。)は,都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第1項に 定める都市計画の外,<u>国際文化住宅都市にふさわしい諸施設の計画</u>を含むもの とする。
- 2 <u>芦屋国際文化住宅都市を建設する事業(以下「芦屋国際文化住宅都市建設事業」</u> という。)は,芦屋国際文化住宅都市建設計画を実施するものとする。

芦屋市立学校使用条例(抄)

(昭和27年3月29日条例第9号)

- 第 1 条 芦屋市立学校(幼稚園を含む。以下単に「学校」という。)校舎校地(園舎園庭を含む。以下同じ。)の使用についてはこの条例の定めるところによる。
- 第8条 次の各号に該当する場合は使用料の全額又は一部を減免することができる。減免の額については委員会が別に定めるものとする。
 - (1) 公用又は公益を目的とするもの
 - (2) 社会教育法第 10 条に該当すると認められる社会教育関係の団体
 - (3) 軽易なる使用
 - (4) 前各号のほか委員会において特に本市の教育,学術,<u>文化</u>,体育<u>の振興</u>の ために使用するものであると認めたとき。

モンテベロ市と芦屋市との間の姉妹都市提携に関する盟約(抄)

(1961年5月24日)

アメリカ合衆国カリフォルニヤ州モンテベロ市と日本国兵庫県芦屋市とは,相互に<u>文化</u>,産業<u>の交流</u>を図るとともに,両市の友好を深めることを念願し,併せてアメリカ合衆国と日本国との親善を促進し,ひいてはこれが世界平和に貢献するゆえんであることを確信し,ここに両市が姉妹都市として提携することを盟約する。

芦屋市民会館条例(抄)

(昭和38年11月20日条例第29号)

(目的)

第 1 条 この条例は,芦屋市民(以下「市民」という。)の<u>生活文化の向上</u>と教育 の振興に資するため,芦屋市民会館(以下「会館」という。)を設置し,その管 理並びに使用に関し,必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び管理)

- 第2条 会館は,芦屋市業平町8番24号に設置する。
- 2 会館は、市長が管理する。

芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例(抄)

(昭和 40年 9月 24日条例第 14号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は,本市住民の地域社会における相互の親睦と<u>文化活動の増進</u>に寄与するために芦屋市立地区集会所(以下「集会所」という。)を設置し,その管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 16 条例 31・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 集会所の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)中部土地区画整理事業(鳴尾・御影線地区)施行規程

(昭和 40年 10月 6日条例第 19号)

第1章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号。以下「法」という。)第 3 条第 3 項の規定により、芦屋市(以下「施行者」という。)が第 3 条に規定する地域内の土地について施行する土地区画整理事業(以下「事業」という。)に関し、法第 53 条第 2 項に規定する事項その他必要な事項を定めるものとする。

(事業の名称)

第2条 事業の名称は,阪神間都市計画(<u>芦屋国際文化住宅都市建設計画</u>)中部土地区画整理事業(鳴尾・御影線地区)という。

芦屋市職務権限規程(抄)

(昭和42年8月10日訓令甲第4号)

第1章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は,芦屋市事務分掌条例(昭和 43 年芦屋市条例第 37 号)及び芦屋市福祉事務所設置条例(昭和 26 年芦屋市条例第 27 号)並びに芦屋市事務分掌規則(平成 19 年芦屋市規則第 20 号)の定める組織により,各職位がその職能に応じ,適正に業務を遂行することができるように,その職務の権限を明確にすることにより,合理的,かつ,能率的な事務の処理を図ることを目的とする。(平 19 訓令甲 10・一部改正)

(省略)

<u>別表第 1(</u>第 13 条 第 16 条関係)

個別権限事項表

総務部

行政経営課

項 専決事項 専決事項	市	決裁文書	
--------------------	---	------	--

目		主	課長	課長	次	部長	副市	長	合議先	引継先
		查	補佐		長		長			
(省	省略)									
国際	21 国際文化住宅都市									
<u>文化</u>	に関する事務を処理す							特に		
<u>住宅</u>	<u>ること</u> 。							重要		
都市										

(省略)

市民生活部

市民参画課

項	専決事項			専決事	項			市	決裁文書	
		Ħ	課長	課長	次	部長	副市	-	合議先	引継先
目		查	補佐		長		長	長		
(省	当略)									
	28 市民文化行政に関									
	する調査 , 研究及び企									
<u>文化</u>	<u>画の調整をすること</u> 。									
<u>行政</u>	29 市民文化行政に関								行政	
	<u>する計画を決定するこ</u>								経営	
	<u>と</u> 。								課	
	30 市民文化活動を推									
<u>文化</u>	<u>進すること</u> 。									
<u>活動</u>	31 後援名義に関する	_				重要				
	こと。			軽易		里安				

芦屋市民文化賞に関する規則(抄)

(昭和 42年 10月 13日規則第 29号)

(目的)

第 1 条 この規則は <u>,文化の高揚・</u>生活の向上に貢献した功績が顕著な者に対し , 文化賞を贈つてこれを表彰することにより , <u>市民文化の向上</u>発展をはかること を目的とする。

(文化賞)

第2条 文化賞は、「芦屋市民文化賞」という。

(表彰の範囲)

- 第3条 市長は,次の各号のいずれかに該当する個人または団体を表彰すること がある。
- (1) <u>学術,科学,教育等の研究実践をとおして市民文化の向上発展</u>に貢献した 者
- (2) <u>健全な芸術,芸能,体育等の活動によつて市民文化の向上発展</u>に貢献した 者
 - (3) その他,地域社会の向上発展に貢献し,その功績が顕著である者(被表彰者の選考)
- 第4条 市長は,被表彰者の選考にあたつては,必要に応じて学識経験者の意見 を徴するものとする。

(表彰の期日)

第5条 表彰は,毎年11月3日文化の日に行なう。

(表彰の方法)

- 第6条 表彰は、次の各号の一または2以上の方法をあわせて行なうものとする。
 - (1) 表彰状の授与
 - (2) 賞品または賞金の授与
 - (3) その他市長が適当と認める方法

芦屋市事務分掌条例(抄)

(昭和 43年 12月 1日条例第 37号)

(部等の設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 158 条第 1 項の規定により,次の 部等を設け,事務を分掌させる。

総務部

(省略)

市民生活部

- (1) 市民参画・協働に関する事項
- (2) 人権推進に関する事項
- (3) 男女共同参画に関する事項
- (4) 国際交流に関する事項
- (5) 文化に関する事項
- (6) 戸籍及び住民記録その他市民窓口に関する事項
- (7) 産業経済及び消費者行政に関する事項
- (8) 社会保険及び福祉医療に関する事項

芦屋市総合計画に関する規則(抄)

(昭和44年2月20日規則第3号)

(趣旨)

- 第1条 この規則は,芦屋市の総合計画に関し,必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この規則において総合計画とは、<u>芦屋国際文化住宅都市の建設</u>のために 策定する本市行政の総合計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からな るものとする。
- 2 この規則において基本構想とは,本市及び本市の存する地域社会の将来の目標及び目標達成のための基本的施策を明示するものをいう。
- 3 この規則において基本計画とは,基本構想に基づき市行政の方向を明らかにするため,本市行政の基本的な重要事項について作成する計画をいう。
- 4 この規則において実施計画とは,基本計画に基づき具体的な事務,事業の実施に関して作成する計画をいう。

芦屋市補助金等の交付要綱(抄)

(昭和 46年 4月 1日)

(目的)

第 1 条 市が交付する補助金,助成金,交付金及びこれに類するもの(以下「補助金等」という。)の交付に関し,法令その他で規定額が定まっているものを除き,

その交付の要件,申請の手続等の基本的事項を次のとおり定め,補助金等にかかる予算の執行の適正化をはかる。

(関係者の責務)

- 第 2 条 各課かいの長は、その所掌の補助金等にかかる予算の執行にあたっては、補助金等が市税でまかなわれるものであることに特に留意し、公正かつ効率的に使用されるように努めること。
- 2 補助金等の交付を受けた者は、補助金等が市税でまかなわれるものであることに特に留意し、交付目的に従って誠実に使用すること。

(補助金等交付の対象事業)

- 第3条 補助金等交付の対象となる事業は、おおむね次に掲げるものとする。
- (1) もっぱら市民生活の保護安全及び社会福祉を目的とする公共的団体の運営費
 - (2) 市の行政運営に関係を有する教育,<u>文化</u>,産業,経済,社会福祉事業を行 うものの事業的経費のうち客観的に公益上必要であると認められるもの
 - (3) 芦屋市震災復興事業基本方針に基づき快適で安全な災害に強いまちづく りに寄与するものの活動費及び運営費

芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例(抄) (昭和 47 年 7 月 23 日条例第 26 号)

(趣旨)

第1条 この条例は,芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の健康と体力の向上を図り,青少年の健全な育成と福祉の増進を目的として,芦屋市立体育館・青少年センター(以下「センター」という。)に次の施設を設置する。

体育館

青年の家(青少年センターと称する。)

別表第1(第10条関係)

体育館・青少年センター使用料金表

1 専用使用

	区分	午前		夜間		
種目		午前9時から午前	正午から午後	午後3時から午後	午後6時から午後	
		11時50分まで	2時50分まで	5時50分まで	8時50分まで	

(省略)

<u>音楽室</u>	1,800	1,800	1,800	2,500
料理室	1,800	1,800	1,800	2,500

芦屋市火災予防条例(抄)

(昭和 48年 10月 5日条例第 28号)

第1章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は,消防法(昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。)第 9 条の規定に基づき火を使用する設備の位置,構造及び管理の基準等について,法 第 9 条の 2の規定に基づき住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について,法第 9 条の 4の規定に基づき指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準等について並びに法第 22 条第 4 項の規定に基づき火災に関する警報の発令中における火の使用制限について定めるとともに,芦屋市における火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。

(平 17 条例 42・一部改正)

(喫煙等)

- 第 25 条 次に掲げる場所で,消防長が指定する場所においては,喫煙し,若しくは裸火を使用し,又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んではならない。ただし,特に必要な場合において消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認めたときは,この限りでない。
 - (1) 劇場,映画館,演芸場,観覧場,公会堂若しくは集会場(以下「劇場等」 という。)の舞台又は客席
 - (2) 百貨店,マーケツトその他の物品販売業を営む店舗又は展示場(以下「百貨店等」という。)の売場又は展示部分
 - (3) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)の規定によつて<u>重要文化財</u>,<u>重要</u> 有形民俗文化財,史跡若しくは重要な文化財として指定され,又は旧重要美

術品等ノ保存二関スル法律(昭和8年法律第43号)の規定によつて<u>重要美術品</u> として認定された建造物の内部又は周囲

(4) 第 1 号及び第 2 号に掲げるもののほか,火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所

芦屋市公共施設等整備基金条例(抄)

(昭和 48年 12月 21日条例第 30号)

(設置の目的)

第 1 条 教育文化 および社会福祉その他の都市施設の整備を目的とする寄付金等を積み立て,これら<u>の施設の整備を図るため芦屋市公共施設等整備基金(以下</u>「基金」という。)を設置する。

芦屋市民センター運営条例(抄)

(昭和50年3月31日条例第8号)

(目的)

第1条 この条例は,芦屋市民の<u>生活文化の向上</u>と教育の振興に資するため,芦屋市民センター(以下「市民センター」という。)の総合的な運営について規定することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において市民センターとは、次に掲げる施設の総称をいう。
 - (1) 芦屋市民会館
 - (2) 芦屋市立福祉会館
 - (3) 芦屋市立老人福祉会館
 - (4) 芦屋市立公民館

(職員)

第3条市民センターに必要な職員を置く。

(所属)

第4条 前条の職員は,芦屋市教育委員会の所属とする。

芦屋市民センター運営条例施行規則(抄)

(昭和50年3月11日教育委員会規則第3号)

(趣旨)

第1条 この規則は,芦屋市民センター運営条例(昭和50年芦屋市条例第8号。 以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(事務分掌)

- 第5条市民センターが所掌する事務の概要は次のとおりとする。
 - (1) 条例第 2 条各号に掲げる施設 (以下「施設」という。)の統合受付事務に関すること。
 - (2) 芦屋市民会館条例(昭和 38 年芦屋市条例第 29 号),芦屋市立福祉会館の設置及び管理に関する条例(昭和 51 年芦屋市条例第 29 号),芦屋市立老人福祉会館条例(昭和 51 年芦屋市条例第 30 号)及び芦屋市立公民館条例(昭和 28 年芦屋市条例第 14 号)に規定する使用料に関すること。
 - (3) 芦屋市民会館条例施行規則(昭和 44 年芦屋市規則第 34 号)第 11 条第 2 項第 3 号に規定する団体の指定に関すること。
 - (4) 文化事業に関すること。
 - (5) 関係団体の育成に関すること。
 - (6) 市民センターの管理に関すること。
 - (7) 市民センターの庶務に関すること

芦屋市教育委員会事務局事務分掌規則(抄)

(昭和50年7月4日教育委員会規則第7号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は,芦屋市教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織及び事務分掌について必要な事項を定めるものとする。

(部,課及び室の設置)

第2条 事務局に次の部,課及び室を設ける。

管理部

管理課

教職員課

学校教育部

学校教育課

社会教育部

生涯学習課

スポーツ・青少年課

(平 17 教委規則 4・平 19 教委規則 4・平 19 教委規則 11・一部改正)

(省略)

(事務分掌)

第5条 組織単位の分掌する事務の概要は,次のとおりとする。

管理部

(省略)

社会教育部

生涯学習課

- (1) 社会教育の企画,推進及び調整に関すること。
- (2) 生涯学習の振興に関すること。
- (3) 社会教育委員に関すること。
- (4) 社会教育機関との連絡調整に関すること。
- (5) 社会教育関係団体に関すること。
- (6) コミュニティ・スクールに関すること。
- (7) 青少年問題協議会に関すること。
- (8) 社会教育における人権啓発に係る調査研究及び調整に関すること。
- (9) 人権教育関係の団体に関すること。
- (10) ユネスコに関すること。
- (11) 富田砕花顕彰事業に関すること。
- (12) 芸術及び文化振興に関すること。
- (13) 芦屋市役所三条分室及び芦屋市立三条デイサービスセンターの施設の維持管理に関すること。
- (14) 文化財保護に関すること。
- (15) 文化財保護審議会に関すること。
- (16) 市史の編集に関すること。
- (17) 部内の他の所管に属さないこと。
- (18) 部内の予算及び決算に関すること。
- (19) 部の庶務に関すること。

芦屋市教育委員会事務局職務権限規則(抄)

(昭和50年8月21日教育委員会規則第10号)

(趣旨)

- 第 1 条 この規則は,芦屋市教育委員会事務局の合理的かつ能率的な事務処理を 図り,その職務の責任と権限を明確にするため必要な事項を定めるものとする。 (教育長等の権限事項)
- 第2条 教育長,部長,次長,課長(室長及び主幹を含む。以下「課長」という。), 課長補佐(室長補佐を含む。以下「課長補佐」という。)及び主査の各組織単位 別の権限事項については,別表のとおりとする。

(省略)

別表(第2条関係)

(省略)

生涯学習課

	専決事項			専	決事項					決裁:	文書
項		主	課長	課	次	部	教	副	市	合議	引継
目		查	補佐	長	長	長	育	市	長	先	先
							長	長			
(1	<u></u> 旨略)										
計画	3 文化財保護等の										
	実施計画を立案す										
	<u>ること</u> 。										
(1	当略)										
運営	12 芸術及び文化										
	振興に関すること。										
	16 文化財保護等	# マ		重		#± 1-					
	の事務を処理する	軽易				特に					
	<u>こと</u>	勿		要		重要					
	17 文化財保護審										
	議会を開催するこ										
	<u>ے</u>										

18 文化財保護審					
議会に関する事務					
<u>を処理すること</u> 。					

芦屋市立公民館設置条例(抄)

(昭和51年7月6日条例第27号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は,社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。) 第 21 条第 1 項の規定に基づき,芦屋市立公民館(以下「公民館」という。)の設 置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び管理)

- 第2条 公民館は,芦屋市業平町8番5号に設置する。
- 2 必要に応じ分館を設けることができる。
- 3 公民館は, 芦屋市教育委員会(以下「委員会」という。)が管理する。 (事業)
- 第3条 公民館の事業は、法の定めるところによる。

(省略)

別表第1(第7条関係)

公民館施設使用料金表

番	室名	収容人員又は広	施設使用料金					
		ਣੇ	朝	昼	夜			
			午前9時~正午	午後1時~午	午後 6 時~			
				後 5 時	午後 9 時 30			
					分			

(省略)

5	215 <u>美術室</u>	30	3,100	3,600	4,100
9	219 <u>音楽室</u>	60	8,600	10,200	11,600
		(140)			

備考

- 1 市外居住者が使用するときは,当該使用区分に係る施設使用料の 10 割の額を加算する。
- 2 使用許可時間を超過,又は繰り上げて使用するときは,30分間に限り,当該使用区分に係る施設使用料の2割の額を徴収する。
- 3 引き続き3日を超えて使用するとき,又は曜日,日時等を3日を超えて指定して使用するときは,当該使用区分に係る施設使用料の2割の額を加算する。
- 4 1から3までの使用料算定において10円未満の端数が生じたときは,これを切り上げる。
- 5 特別に電気その他を使用するときは、実費を徴収する。
- 6 収容人員の欄の()書は最大収容人員とする。

(省略)

別表第2(第8条関係)

附属設備等使用料金表

種別	品名	単位	使用料金(円)	備考		
(省略)						
<u>音楽</u> 関係	ピアノ	1 台	1,800			
	指揮台	1 台	600			
	譜面台	1 組	600	(1組15本)		
<u>美術・工</u>	イーゼル	1 組	800	画板付(1組15本)		
<u>芸</u> 関係	モデル台	1 式	800			
	陶芸ガマ	1 式	1,800	ガス代実費		
	ロクロ	1 組	800	電動		
	スポツトライト	1 台	600	美術室・音楽室		

備考

- 1 この附属設備等使用料は、全日をもつて1単位とする。ただし、陶芸ガマについては3日間、ロツカー及びスチール棚については1月をもつて1単位とする。
- 2 ロッカー及びスチール棚については、登録団体又は指定団体が引き続いて 使用する場合は6月先まで前納できる。使用期間に1月未満の端数がある ときは1月とする。
- 3 市外居住者が使用するときは、附属設備等使用料の10割の額を加算する。

- 4 この料金表に規定していないもの及び持込器具のうち電気器具その他を 使用する場合は、別に実費を徴収する。なお、電気器具については、容量 の合計によつて次のとおりとする。
 - (1) 1.5KW 未満 無料
 - (2) 1.5KW 以上 1.5KW ごとに 500 円
- 5 ピアノの特別調律については、公民館長の指示に従うこと。

芦屋市立福祉会館の設置及び管理に関する条例(抄)

(昭和51年7月6日条例第29号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は,本市の住民で社会福祉に関する法令の適用を受けるもの及びこれに準ずるものに対して,その福祉活動を助長するとともに,生活の維持向上及び社会福祉の増進を図るため,地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき,芦屋市立福祉会館(以下「会館」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び管理)

- 第2条 会館は,芦屋市業平町8番5号に設置する。
- 2 会館は、市長が管理する。

(事業)

- 第3条 会館は、おおむね次の各号に掲げる事業を行うものとする。
 - (1) 各種福祉相談事業
 - (2) 生活指導及び生業指導に関する事業
 - (3) 教養,文化,レクリエーション及び福祉団体活動等の場の提供
 - (4) 授産事業
 - (5) その他市長が必要と認める事業

芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例(抄)

(昭和51年7月6日条例第30号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は,本市の老人の福祉の増進と生活の向上を図るため,老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 15 条第 5 項の規定に基づき,芦屋市立老人福

祉会館(以下「会館」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び管理)

- 第2条 会館は,芦屋市業平町8番5号に設置する。
- 2 会館は,市長が管理する。

(事業)

- 第3条 会館は,おおむね次の各号に掲げる事業を行うものとする。
 - (1) 各種の相談に関すること。
 - (2) 文化教養の向上に関すること。
 - (3) レクリエーションに関すること。
 - (4) 生業及び就労指導に関すること。
 - (5) その他市長が必要と認める事業

市長の権限に属する事務の補助執行等に関する規程(抄)

(昭和54年9月13日訓令甲第8号)

(目的)

第1条 この規程は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を芦屋市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の補助職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員並びに芦屋市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)、芦屋市監査委員(以下「監査委員」という。)及び芦屋市公平委員会(以下「公平委員会」という。)の事務局の職員に補助執行させ、事務の能率的処理及び行政の一体性を確保することを目的とする。

(補助執行)

- 第2条 教育委員会の補助職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員に次に 掲げる市長の事務を補助執行させるものとする。
 - (1) 教育財産の取得(借り上げる場合を含む。)及び処分に関すること。
 - (2) 国庫補助に伴う事務及び教育寄附,授業料等(授業料の減免を除く。),受 講料その他の収入に関すること。
 - (3) あらかじめ承認された配当予算のうち,芦屋市職務権限規程(昭和 42 年芦屋市訓令甲第 4 号。以下「権限規程」という。)の別表第 1共通権限事項中,

部長権限の額の範囲内における支出負担行為及び支出命令に関すること。ただし、契約課所管に係るものを除く。

- (4) 私立学校園の助成金に係る事務に関すること。
- (5) 芦屋市都市公園条例(昭和 40 年芦屋市条例第 13 号)第 9 条に規定する有料 公園施設(芦屋市総合公園を除く。)の使用料に関すること。
- (6) 芦屋市芦屋下水処理場屋上広場の設置及び管理に関する条例(昭和 57 年 芦屋市条例第 22 号)第 7 条に規定する庭球場の使用料に関すること。
- (7) 市民文化の向上のために行う事務に関すること。
- (8) 富田砕花賞に係る事務に関すること。
- (9) 芦屋市美術品等取得基金に関すること。
- (10) 芦屋市美術品収集委員会の庶務に関すること。
- (11) 芦屋市民会館に係る事務のうち,次に掲げる事務に関すること。
 - ア 使用許可に関すること。
 - イ 使用料に関すること。
- (12) 芦屋市立福祉会館及び芦屋市立老人福祉会館に係る事務のうち,次に掲げる事務に関すること。
 - ア 使用許可に関すること。ただし,芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例(昭和 51 年芦屋市条例第 30 号)第 7 条第 1 号に定める個人使用の場合は除く。
 - イ 使用料に関すること。
- (13) 芦屋市留守家庭児童会に係る事務のうち,次に掲げる事務に関すること。 ア 入会許可に関すること。
 - イ 育成料に関すること。
- (14) 物品の請求に関すること。

阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第一種市街地再開発事業の施行に関する条例(抄)

(昭和55年10月1日条例第33号)

第1章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は,都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号。以下「法」という。) 第 2 条の 2 第 3 項の規定により,芦屋市(以下「市」という。)が施行する第一 種市街地再開発事業(以下「事業」という。)に関し、法第52条第2項各号に掲げる事項その他必要な事項を定めるものとする。

(事業の名称)

- 第2条 前条の事業の名称は,次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 阪神間都市計画事業(<u>芦屋国際文化住宅都市建設事業</u>)国鉄芦屋駅北地区 第一種市街地再開発事業
 - (2) 阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)大原地区第一種市 街地再開発事業

芦屋市教育委員会の後援名義の使用許可に関する要綱(抄)

(昭和56年1月5日)

(趣旨)

第1条 この要綱は,教育,学術,<u>文化</u>及びスポーツ活動<u>の振興</u>を目的とした事業に対して,芦屋市教育委員会の後援名義(以下「後援名義」という。)の使用を許可することに関して必要な事項を定めるものである。

(許可条件)

- 第2条 後援名義使用の許可は,次に掲げるものを除き,教育,学術,<u>文化</u>及び スポーツ等に関する団体が主催する<u>事業</u>で,教育的に適切かつ有意義と認める ものに対して行う。その際,特に必要がある場合には条件を付することができ る。
 - (1) 営利を主たる目的とするもの
 - (2) 特定の政党その他の政治団体の利害に関するもの
 - (3) 特定の宗教、宗派、教団等の利害に関するもの
 - (4) 対象者に対する経済的負担が過重なもの
 - (5) その他後援することが適当と認められないもの

芦屋市名誉市民条例(抄)

(昭和56年3月31日条例第3号)

(名誉市民)

第 1 条 市民または市に縁故の深い者で、公共の福祉の増進または学術技芸の進 歩に寄与し、広く社会文化の興隆に貢献して、市民の深い尊敬をうける者に対 し、この条例の定めるところにより芦屋市名誉市民(以下「名誉市民」という。) の称号を贈ることができる。

(表彰の決定)

第 2 条 市長は,議会の同意を得て,前条の規定に該当するものを名誉市民と決 定し,その功績を表彰する。

(表彰)

第3条 被表彰者に対しては, 芦屋市名誉市民章を贈呈する。

(顕彰)

第4条 名誉市民の氏名およびその事績の概要は市広報に登載して顕彰する。

(待遇)

第 5 条 名誉市民には,市長が定めるところにより名誉市民にふさわしい待遇を 与えることができる。

(称号の取消し)

第6条 名誉市民が著しく名誉を失い,市民の尊敬を失つたときは,市長は,議 会の同意を得て名誉市民の称号を取消すことができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関して必要な事項は,規則で定める。

芦屋市老人クラブ連合会運営費補助金交付要綱(抄)

(昭和56年4月1日)

(目的)

第 1 条 この要綱は,芦屋市老人クラブ連合会(以下「連合会」という。)が,単位老人クラブの指導・育成を行うとともに高齢者の生きがいと健康づくり活動を促進し明るい長寿社会づくりに資するため,補助金の交付等に関して必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象事業)

- 第2条 補助金交付の対象となる事業は,次に掲げるものとする。
 - (1) 老人クラブの役員及び活動別リーダーの育成に関する事業
 - (2) 公園や道路等の清掃美化,高齢者の相互支援,地域交流行事の開催など社会奉仕に関する事業
 - (3) 文化サークル活動,講演会,作品展の開催など高齢者の学習や生きがいづくりに関する事業

- (4) 高齢者スポーツ大会の開催,シニア・スポーツリーダーの育成など高齢者 の健康づくりに関する事業
- (5) 機関紙の発行や実態調査など老人クラブ活動に対する調査・研究及び広報・啓発に関する事業
- (6) 世代交流や文化伝承の促進に関する事業
- (7) その他市長が特に必要と認めた事業

老人クラブ運営費補助金交付要綱(抄)

(昭和56年4月1日)

(目的)

第 1 条 この要綱は,単位老人クラブ(以下「老人クラブ」という。)が,高齢者の知識及び経験を生かし生きがいと健康づくり活動を促進し明るい長寿社会づくりに資するため,補助金の交付等に関して必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象事業)

- 第4条の2 補助金は,次の事業により交付する。
 - (1) 老人クラブ助成事業
 - (2) 老人クラブ活動強化推進事業
- 2 前項の交付対象は,次に掲げる事業とする。
 - (1) 老人クラブ助成事業関係
 - ア <u>文化サークル活動</u>,老人教養講座の開催など高齢者の学習や生きがいづくりに関する事業
 - イ ゲートボール,ハイキング,早朝体操など健康づくりに関する事業
 - ウ 道路・公園等の清掃美化,高齢者の相互援助,地域交流行事への参加な ど社会奉仕に関する事業
 - (2) 老人クラブ活動強化推進事業関係
 - ア 子育ての相談及び支援,子どもとの体験交流等の子育て支援活動
 - イ 在宅のひとり暮らし高齢者等の見守り,施設に入所している高齢者等への友愛訪問等地域における見守り活動

(平 15.7.1・一部改正)

芦屋市市民文化振興基金条例(抄)

(昭和57年3月30日条例第3号)

(設置)

第 1 条 芦屋市民の<u>文化振興</u>を目的とする事業を推進するため,<u>芦屋市市民文化</u> 振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

- 第2条 基金として積み立てる金額は,次の各号に掲げる額とする。
 - (1) 第1条の趣旨に添う寄付金
 - (2) 基金の運用から生ずる収益金
 - (3) 前2号のほか,各年度において予算に定める額

芦屋市市税条例(抄)

(昭和59年12月25日条例第24号)

第1章 総則

第1節 通則

(課税の根拠)

第 1 条 市税の税目,課税客体,課税標準,税率その他賦課徴収については,法 令その他別に定めがあるもののほか,この条例の定めるところによる。

(省略)

(固定資産税の減免)

第81条 市長は,次の表の左欄に掲げる事由の各号のいずれかに該当する固定資産に対して,当該事由に応ずる同表の右欄に掲げる額の範囲内で,当該固定資産の納税義務者の税額から固定資産税を軽減又は免除(以下本条において「減免」という。)することができる。一の固定資産に,2以上の減免事由があるときは,減免の額が多い規定を適用する。ただし,第6号に該当するもので,市長が認めるものについては,これらの規定を併せて適用することができる。

減免事由	減免の額		
(省略)			
(5) <u>兵庫県文化財保護条例</u> (昭和 39 年	減免の必要があると認めた日以後に		
条例第 58 号)第 4 条又は第 31 条により	納期限が到来する納期分にかかる税額		

芦屋市コミュニティ・スクール推進要綱(抄)

(昭和60年12月1日)

(目的)

第1条 この要綱は,芦屋市立学校(幼稚園を含む。以下「学校」という。)を地域社会の中心として,地域住民の生涯にわたる意欲的な学習活動や地域活動を通じて,学校,地域,家庭の連携と住民相互の連帯感や自治意識を高めるとともに,青少年の健全育成を推進し,よりよいコミュニティの創造,発展を図ることを目的とする。

(区域)

第 2 条 コミュニティ・スクールは,原則として芦屋市立小学校の通学区域を単位として設定する。

(運営)

第3条 コミュニティ・スクールは,登録した各種団体,グループ等(以下「登録 団体」という。)で運営する。

(事業)

- 第4条 コミュニティ・スクールは,登録団体の代表等で組織する運営委員会(以下「運営委員会」という。)が自主的,主体的に次の活動を行う。
 - (1) 文化,体育,レクリェーション等の社会教育活動
 - (2) 児童クラブの充実など青少年の健全育成を推進する活動
 - (3) よりよい町づくりをめざす地域活動

(施設の使用)

- 第 5 条 施設の使用に当たっては,芦屋市立学校使用条例に基づき,学校の教育 活動に支障のないよう使用する。
- 1 使用場所 学校施設の状況等を考慮した上,原則として次の場所を使用する。
 - (1) 体育活動 運動場,体育館,プール等
 - (2) 文化活動 図書館,図工室,音楽室等
 - (3) その他の活動 コミスク室,会議室等
- 2 使用方法 施設を使用できるものは登録団体とし,運営委員の承認を得た上使 用する。

芦屋市立上宮川文化センターの設置及び管理に関する条例(抄)

(昭和61年4月1日条例第11号)

(設置)

第 1 条 基本的人権尊重の精神に基づき,住民の社会的,経済的及び<u>文化的生活</u> <u>の改善向上</u>並びに同和問題の速やかな解決に資するとともに,児童の健全な育成を図るため,芦屋市立上宮川文化センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 センターは, 芦屋市上宮川町 10番5号に置く。

芦屋市高齢者バス運賃助成事業実施要綱(抄)

(昭和62年1月16日)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は,高齢者の地域における活動,老人クラブ活動,スポーツ,趣味及び文化活動等の社会参加の機会をさらに促進するため,阪急バス利用者に対する運賃助成事業(以下「事業」という。)を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業は,芦屋市が阪急バス株式会社の協力を得て行う。

芦屋市谷崎潤一郎記念館条例(抄)

(昭和63年4月1日条例第7号)

(設置)

第1条 谷崎潤一郎文学の業績をしのび、その作品、遺品等(以下「資料」という。) に接することを通じて市民の教養の向上を図り、もつて市民文化の発展に寄与するため、芦屋市谷崎潤一郎記念館(以下「記念館」という。)を設置する。

(位置)

第2条 記念館は,芦屋市伊勢町12番15号に置く。

(事業)

第3条 記念館は,次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 資料を収集し、保管し、展示し、及びこれを利用させること。
- (2) 資料に関する講演会,研究会等を開催すること。
- (3) 資料に関する研究等のために講義室を利用させること。
- (4) 資料に関する学術調査及び研究を行うこと。
- (5) 資料に関する出版物を刊行すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、記念館の目的を達成するために必要な事業

(資料の館外貸出し)

- 第7条 教育,学術若しくは文化に関する機関又は団体等が資料の館外貸出しを 受けようとする場合は,教育委員会の許可を受けなければならない。
- 2 前項の貸出しは,無料とする。ただし,教育委員会が必要と認めるときは,別表第3に定める額の貸出料を徴収することができる。

芦屋市文化財保護条例(抄)

(平成元年4月1日条例第7号)

(目的)

第1条 この条例は,本市の区域内に存する<u>文化財を保存</u>し,かつ,その活用を 図り,もって<u>市民文化の向上</u>に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において文化財とは,文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号) 第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに規定する文化財をいう。

(教育委員会の責務)

第3条 芦屋市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は,<u>文化財</u>が本市の歴史,<u>文化等の正しい理解</u>のため欠くことのできないものであり,かつ,将来の<u>市</u>民文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し,その保存及び活用について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民及び所有者等の心構え)

- 第4条 市民は,本市がこの条例の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。
- 2 文化財の所有者その他の関係者は,<u>文化財が貴重な市民的財産</u>であることを認識し,これを公共のために大切に保存するとともに,これを公開する等その<u>文</u>化的活用に努めなければならない。

3 教育委員会は,この条例の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(指定)

第 5 条 教育委員会は,本市の区域内に存する<u>文化財</u>のうち,国又は県の指定を 受けた文化財を除き,本市にとって特に<u>文化的価値</u>の高いものを<u>芦屋市指定文</u> 化財(以下「市指定文化財」という。)に指定することができる。

芦屋市文化財補助金交付要綱(抄)

(平成元年5月1日)

(趣旨)

第1条 この要綱は,芦屋市文化財保護条例施行規則(平成元年芦屋市教育委員会規則第5号)第9条 の規定に基づき,<u>市指定文化財の保護</u>等に要する経費の一部につき補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

- 第2条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は,おおむね次に掲げるものとする。
 - (1) 市指定文化財の防災設備修理事業
 - (2) 市指定文化財の保存修理事業
 - (3) 市指定文化財の環境整備事業

芦屋市の後援名義の使用許可に関する要綱(抄)

(平成元年4月1日)

(目的)

第 1 条 この要綱は,学術,文化,スポーツ及び福祉に関する<u>事業</u>を行う団体に対し,芦屋市の後援名義(以下「後援名義」という。)の使用を許可することによってその事業を奨励し,学術,文化及びスポーツ<u>の振興</u>並びに福祉の増進に資することを目的とする。

(許可条件)

第2条 後援名義使用の許可は,次に掲げるものを除き,行政機関,公益法人, 公共的団体,報道機関その他の団体が主催する事業で,市が後援することが適 切かつ有意義と認められるものに対して行うものとする。その際,特に必要が ある場合には条件を付することができる。

- (1) 営利を主たる目的とするもの
- (2) 特定の政党その他の政治団体の利害に関するもの
- (3) 特定の宗教・宗派・教団等の利害に関するもの
- (4) 対象者に対する経済的負担が過重なもの
- (5) その他後援することが適当でないと認めるもの

富田砕花賞規則(抄)

(平成2年6月4日規則第18号)

(目的)

第 1 条 この規則は,富田砕花生誕 100 年並びに芦屋市制施行 50 周年及び芦屋市 教育委員会設置 40 周年を記念して富田砕花賞を制定し,富田砕花の詩歌に関す る幅広い活動を<u>顕彰</u>するとともに優れた詩集に対しこれを贈呈することにより, 市民文化の振興に寄与することを目的とする。

(富田砕花賞の贈呈)

第2条 市長は,富田砕花顕彰会が選考した詩集に対し,富田砕花賞を贈呈する ものとする。

(平 20 規則 27・全改)

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか,施行に関し必要な事項は,別に定める。

芦屋市立打出教育文化センター条例(抄)

(平成2年10月1日条例第21号)

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 30 条 の規定に基づき,教育及び<u>文化の振興</u>を図るため,芦屋市立打出教育文 化センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 センターは, 芦屋市打出小槌町 15番9号に置く。

(事業)

- 第3条 センターは,第1条に掲げる目的を達成するため,次の各号に掲げる事業を行う。
 - (1) 教育に関する専門的,技術的事項の研究に関すること。
 - (2) 教育関係職員の研修に関すること。
 - (3) 教育相談に関すること。
 - (4) 教育資料の収集及び提供に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか,教育及び<u>文化</u>に関し教育委員会が必要と認める事業

芦屋市立打出教育文化センター条例施行規則(抄)

(平成2年12月15日教育委員会規則第8号)

(趣旨)

第1条 この規則は,芦屋市立打出教育文化センター条例(平成2年芦屋市条例第21号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(事務分掌)

- 第4条 センターの分掌する事務は,次のとおりとする。
 - (1) 事業計画の企画立案に関すること。
 - (2) 教育に関する専門的,技術的事項の調査研究に関すること。
 - (3) 教育関係職員の研修及び研究助成に関すること。
 - (4) 教育相談に関すること。
 - (5) 教育に係る資料の作成,収集,刊行及び利用に関すること。
 - (6) センターの管理運営に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか,教育及び<u>文化</u>に関し委員会が必要と認める <u>事項</u>

芦屋市立美術博物館条例(抄)

(平成2年10月1日条例第22号)

(設置)

第 1 条 <u>美術及び歴史に関する資料を収集し、保管し、及び展示</u>して市民の利用に供し、その教養の向上を図り、もって<u>市民文化の発展</u>に寄与するため、芦屋市立美術博物館(以下「美術博物館」という。)を設置する。

(位置)

第2条 美術博物館は,芦屋市伊勢町12番25号に置く。

芦屋市美術品等取得基金条例(抄)

(平成3年3月22日条例第2号)

(設置)

第 1 条 芦屋市立美術博物館の<u>美術品及び美術資料(以下「美術品等」という。)を</u> <u>円滑に取得</u>するため,<u>芦屋市美術品等取得基金(以下「基金」という。)を設置</u> する。

(基金の額)

- 第2条 基金の額は,2億円とする。
- 2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。
- 3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は積立額相当額増加する ものとする。

(運用)

第3条 市長は、基金をもって美術品等を取得することができる。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法 により保管しなければならない。

芦屋市美術品等取得基金管理規則(抄)

(平成3年3月22日規則第5号)

(趣旨)

第1条 この規則は,芦屋市美術品等取得基金条例(平成3年芦屋市条例第2号。 以下「条例」という。)第7条の規定に基づき,基金の管理に関し必要な事項を 定めるものとする。

(用語の定義)

- 第 2 条 この規則において,次に掲げる用語の意義は,当該各号に定めるところによる。
 - (1) 基金財産 基金の運用により取得した財産をいう。
 - (2) 引渡し 基金財産を一般会計へ移し換えることをいう。

(基金事務の処理)

第3条 基金に関する事務は,芦屋市立美術博物館(以下「美術博物館」という。) において処理する。

(基金台帳)

第4条 市長は,基金の現状を明らかにするため基金台帳を備えなければならない。

(取得)

- 第 5 条 市長は,基金の運用により<u>美術品等を取得</u>する場合は,<u>芦屋市美術品収</u> 集委員会の議を経て決定するものとする。
- 2 前項の取得の手続については,物品の管理の例による。

(引渡し前の使用)

第6条 美術博物館は、引渡し前において基金財産を使用することができる。

芦屋市美術品収集委員会規則(抄)

(平成3年3月22日規則第6号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は,芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成 18 年芦屋市条例 第 5 号)第 4 条の規定に基づき,<u>芦屋市美術品収集委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u>

(平 18 規則 75・一部改正)

(組織)

第2条 委員会は,美術に関し学識経験のある者及び市職員で組織する。

(委員長)

- 第3条 委員会に委員長を置き,委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき,又は委員長が欠けたときは,あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 会議は,委員長が招集し,委員長がその会議の議長となる。
- 2 委員会は,委員の過半数が出席しなければ,会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する ところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は,芦屋市立美術博物館において処理する。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか,委員会の運営に関し必要な事項は,委員 長が委員会に諮って定める。

芦屋市芸術文化活動助成要綱(抄)

(平成3年6月1日)

(目的)

第 1 条 この要綱は ,芦屋市市民文化振興基金条例 (昭和 57 年芦屋市条例第 3 号) に基づき ,芦屋市民の芸術文化活動の助成及び顕彰又は表彰することにより ,芸 術文化活動の一層の振興を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は,市民及び市内において<u>芸術文化活動</u>を行っている団体又は個人とする。

(対象事業)

- 第3条 助成の対象となる芸術文化事業は,次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 国際的又は全国的な交流に関する事業
 - (2) 各種広域的大会への参加事業
 - (3) 優れた活動に対する顕彰又は表彰事業
 - (4) 前各号に掲げるもののほか第1条の目的に添う事業

(平 17.4.1・一部改正)

芦屋市立学校教員海外派遣研修実施要綱(抄)

(平成5年4月1日)

(目的)

第 1 条 この要綱は,芦屋市立小学校・中学校に勤務する教員を海外に派遣し, その教育・文化及び社会等<u>の実情を視察</u>させ,国際的視野に立った幅広い識見 を身に付けさせるとともに教員としての資質を高めることを目的とする。 (実施主体)

第 2 条 学校長は,芦屋市の委託を受け,この事業を行うものとする。

芦屋市生活環境保全のための建築等の規制に関する条例(抄)

(平成8年3月6日条例第1号)

本市は、緑豊かな美しい自然と温和な気候に恵まれ、風光明媚な優れた住宅都市として発展してきた。昭和 26 年には憲法第 95 条に基づき「<u>芦屋国際文化</u>住宅都市建設法」(昭和 26 年法律第 8 号)を制定し、以来この法律の理念を基調として、誇りと愛着を感じるまちづくりを進めている。

本市の静寂で美しい住宅都市を,今後とも維持していくことは市民の総意であり,ここに条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は,良好な住環境と教育環境を保全するため,遊技場及びホテルについて必要な規制を行い,もって本市の<u>国際文化住宅都市としての個性</u>を維持することを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この条例において,次の各号に掲げる用語の意義は,それぞれ当該各号 に定めるところによる。
 - (1) 遊技場 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年 法律第122号。以下「法」という。)第2条第1項第7号に規定するぱちんこ 屋等(まあじゃん屋を除く。)及び同項第8号に規定するスロットマシン,テ レビゲーム機その他の遊技設備を備える店舗等のゲームセンターをいう。
 - (2) ホテル 人の宿泊又は休憩に供するための施設のうち,専ら異性を同伴する客に利用させることを目的とするものであって,次に掲げる構造及び設備を有しないものをいう。
 - ア 外部から内部を見通すことができ,客その他の関係者(以下「客等」という。)が,営業時間中必ず通過し,自由に出入りすることのできる玄関
 - イ 玄関に近接し、客等が自由に利用することのできるロビー又は応接室若 しくは談話室(以下「ロビー等」という。)

- ウ ロビー等と一体で、開放的に客等と応接できるフロント又は帳場(以下「フロント等」という。)
- エ フロント等から各客室に通じる共用の廊下,階段,昇降機等
- オ 食堂,レストラン又は喫茶室及びこれらに付随する調理室,配膳室等
- カー会議,宴会,催物等に使用することのできる会議室,宴会場,催場等
- (3) 建築 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 13 号 ,第 14 号及び第 15 号に規定する建築 , 大規模の修繕及び大規模の模様替並びに遊技場又はホテルへの用途変更をいう。
- (4) 建築主 遊技場及びホテルの建築又は営業をしようとする者をいう。

芦屋市都市景観条例(抄)

(平成8年6月26日条例第21号)

わたくしたちのまち芦屋は,美しい川と海,緑ゆたかな六甲山という恵まれた自然を背景に,南へ緩やかに傾斜した明るく開放的なまちを形づくっている。 わたくしたち市民は,この美しい自然とこれまで先人が大切に培ってきた緑ゆたかな芦屋の景観を守り,育て,さらに「<u>国際文化住宅都市」にふさわしい</u> <u>魅力ある景観</u>をつくり出し,芦屋を個性ゆたかで快適なまちにしたいと願ってやまない。

わたくしたち市民は,この愛する郷土を,市民ひとりひとりにとって親しみ と愛着と誇りのあるものとすることを決意し,ここに,この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は,芦屋市の景観の形成に関する必要な事項を定め,緑ゆたか な美しいまちづくりの実現を図ることを目的とする。

(市長の責務)

- 第3条 市長は,この条例の目的を達成するため,景観形成基本計画を策定し, その計画に基づき景観の形成の施策を実施しなければならない。
- 2 市長は,前項の景観形成基本計画を策定するときは,あらかじめ芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成 18 年芦屋市条例第 5 号)第 2 条に規定する芦屋市都市景観審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

- 3 市長は、公共施設の整備を行う場合には、景観形成基本計画との整合を図るとともに、景観の形成の先導的役割を果たすよう努めるものとする。
- 4 市長は、景観の形成を円滑に進めるため、市民及び事業者の意識の高揚並びに 知識の普及を図るとともに、景観の形成に関し必要な措置を講ずるよう、市民、 事業者及び設計者等の理解と協力を求めるものとする。
- 5 市長は、必要があるときは、国、地方公共団体その他の公共団体に対し、景観の形成について、協力を要請するものとする。

(平 18 条例 5・一部改正)

(市民の責務)

第4条 市民は,景観の形成に寄与するよう努めるとともに,市長が実施する景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者及び設計者等の責務)

第 5 条 事業者及び設計者等は,景観の形成に寄与するよう努めるとともに,市 長,その他の行政機関が実施する景観の形成に関する施策に協力しなければな らない。

(景観重要建築物等の指定)

- 第 16 条 市長は,景観の形成上重要な価値があると認める建築物又は工作物(これらと一体となって,すぐれた景観を形成しているものを含む。)で,次の各号のいずれかに該当するものを景観重要建築物等として指定することができる。
 - (1) 地区の景観を特徴づけている建築物又は工作物
 - (2) 歴史的又は文化的価値のある建築物又は工作物
- (3) その他市長が景観の形成を図るために必要があると認める建築物又は工作物

緑ゆたかな美しいまちづくり条例(抄)

(平成 11 年 3 月 19 日条例第 10 号)

本市は、六甲山地の南麓に位置し、山、海、川といった恵まれた自然環境のもと、緑ゆたかな美しい環境を有する国際文化住宅都市を形成してきた。

私たちは,良好な環境のもとに<u>健康で文化的な生活</u>を営む権利を有するとと もに,この恵まれた自然と緑ゆたかな美しい環境を今後とも保全し,そして<u>国</u> <u>際文化住宅都市にふさわしい良好な環境</u>を将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

しかし,近年の経済活動や都市化の進展によって,廃棄物の増大,自動車排出ガスによる大気汚染や身近な自然の減少等の新たな環境問題が発生し,地球環境にも重大な影響を及ぼしつつある。また,このたびの阪神・淡路大震災は,自然の厳しさと自然がもたらす役割と影響を改めて認識させた。

いま,私たちは,大震災の経験を踏まえ,環境の恵みとその有限性を認識し, 日常活動を環境に配慮したものに改め,自然と人間が共生する,環境への負荷 の少ない自立・循環型の社会を形成する必要がある。

そのためには、市、事業者及び市民がそれぞれの役割分担のもと、協働して、 健全で恵み豊かな環境の保全に取り組まなければならない。

このような認識の下に,環境の保全を重視し,きれいな空気,清らかな水, 豊かな緑に恵まれた美しく住みよい芦屋を実現するため,この条例を制定する。

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第 1 条 この条例は、健全で恵み豊かな環境の保全(以下「環境の保全」という。) に関する基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この条例において,次に掲げる用語の意義は,当該各号に定めるところ による。
 - (1) 健全で恵み豊かな環境 大気,水,緑その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保つことにより,人の健康を保護し,快適な生活環境や自然環境が確保され,潤いや安らぎを享受することができる環境をいう。
 - (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって,環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
 - (3) 公害 環境の保全上の支障のうち,事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染,水質の汚濁,土壌の汚染,騒音,振動, 地盤の沈下及び悪臭によって,人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(4) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行,海洋の汚染,野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって,人類の福祉に貢献するとともに,市民の<u>健康で文化的な生活</u>の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全は,次に掲げる基本理念に基づいて推進されなければならない。
 - (1) 本市の緑ゆたかな美しい環境は、天与の自然美に加えて先人の賢明な努力 の集積により形成されたものであるとの認識に立って、健全で恵み豊かな環 境を確保し、これを将来の市民に継承すべきこと。
 - (2) 自然と人間との新たな調和を希求し、自然の摂理に則してその顕現を図り、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の実現を目指すべきこと。
 - (3) すべての市民が有する<u>健康で文化的な生活</u>を営む権利の保障は,市,事業者及び市民がそれぞれの責務を自覚し,あらゆる力を尽くし,協働して,その実現を図るべきこと。
 - (4) 地球環境の保全は,人類共通の課題であることから,それぞれの日常活動において積極的に貢献すること。

(市の責務)

- 第4条 市は ,基本理念にのっとり ,環境の保全に関する総合的な施策を策定し , 実施しなければならない。
- 2 市は,施策の策定及び実施に当たっては,環境の保全に配慮するとともに,環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第 5 条 事業者は,基本理念にのっとり,自ら行う事業活動が環境に影響を及ぼ すことを自覚し,自らの責任と負担において,その事業活動に伴って生ずる公 害等を防止するとともに,環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 事業者は、物の製造、販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品又は役務等を利用するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、環境の保全に自ら努めるとともに、市 が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

- 第6条 市民は,基本理念にのっとり,その日常生活に伴う環境への負荷を低減 するよう努めなければならない。
- 2 市民は、前項に定めるもののほか、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

芦屋市住みよいまちづくり条例(抄)

(平成 12 年 3 月 24 日条例第 16 号)

本市は、緑豊かな美しい自然と温和な気候に恵まれ、風光明媚な優れた住宅都市として発展してきた。昭和 26 年には憲法第 95 条に基づき「<u>芦屋国際文化</u>住宅都市建設法」(昭和 26 年法律第 8 号)を制定し、以来この法律の理念を基調として、誇りと愛着を感じるまちづくりを進めている。昭和 46 年には、「総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」を策定し、健全で快適な生活を営む上で基盤となる住環境の保全及び育成するための施策に取り組んできたところである。

市民とともに、守り育てあげてきた住宅都市としての環境を、今後とも維持 していくことが市民の総意であることを踏まえ、ここに条例を制定する。

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第 1 条 この条例は,市民が健全で快適な生活を営む上で基盤となる住環境の保全及び育成について,基本となる事項その他必要な事項を定め,市,宅地開発事業者等,建築主等及び市民の責務を明らかにすることにより,もって住みよいまちの実現に資することを目的とする。

第2節 市,宅地開発事業者等,建築主等及び市民の責務 (市の責務)

第3条 市は、健全で快適な住環境を保全及び育成するため、宅地開発及び建築物の建築をまちづくりの一環として位置付け、適切な施策を実施しなければならない。

(宅地開発事業者等及び建築主等の責務)

第4条 宅地開発事業者等及び建築主等は、宅地開発又は建築物の建築を行うに当たっては、地域の特性及び周辺の住環境に配慮することにより、健全で快適な住環境を保全及び育成するための必要な措置を講じなければならない。 (市民の責務)

第 5 条 市民は、健全で快適な住環境の保全及び育成を図るよう努めるとともに、市が実施する住環境の整備に関する施策に協力しなければならない。

芦屋市民文化賞推薦連絡会設置要綱(抄)

(平成13年9月1日)

(設置)

第 1 条 <u>芦屋市民文化賞の選考</u>に当たり,芦屋市民文化賞の推薦を受けた個人又は団体の功績を事前に審査し,芦屋市民文化賞選考委員会において選考に必要な関係書類の整備を図るため,<u>芦屋市民文化賞推薦連絡会(以下「連絡会」という。</u>)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 連絡会は,芦屋市民文化賞の推薦を受けた個人又は団体の功績について, 次の各号に掲げる<u>市民文化の向上</u>に貢献した事項を審査し,選考に必要な書類 を作成する。
 - (1) 芦屋市民文化賞にふさわしい活動に関すること。
 - (2) おおむね 10年以上の活動に関すること。
 - (3) 主に市内での活動に関すること。
 - (4) 国(叙勲),県(文化賞)等の受賞歴に関すること。

芦屋市民文化賞選考委員会設置要綱(抄)

(平成14年9月1日)

(設置)

第 1 条 <u>芦屋市民文化賞被表彰者を選考</u>するため,<u>芦屋市民文化賞選考委員会</u>(以下「委員会」という。)を設置する。

(平 15.9.1・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は,芦屋市民文化賞推薦連絡会から提出された芦屋市民文化賞被表彰候補者の関係書類に基づき,芦屋市民文化賞被表彰者を選考する。 (平15.9.1・一部改正)

芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(抄) (平成 14 年 9 月 27 日条例第 27 号) (目的)

第 1 条 この条例は,建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。) 第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき,地区計画の区域内における建築物の敷地, 構造及び用途に関する制限を定めることにより,適正な都市機能と健全な都市 環境を確保することを目的とする。

別表第1(第3条関係)

(平 19条例 30・全改,平 20条例 19・一部改正)

名称	区域
1 南芦屋浜地区地区整備計画区域	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第
(平成 13 年芦屋市告示第 46 号 決定)	20条第1項の規定により告示された阪
(平成 14 年芦屋市告示第 150 号 変更)	神間都市計画(<u>芦屋国際文化住宅都市建</u>
(平成 16 年芦屋市告示第 91 号 変更)	<u>設計画</u>)南芦屋浜地区地区計画のうち,
(平成 19 年芦屋市告示第 107 号 変更)	地区整備計画が定められた地域
2 楠町西地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により
(平成 14 年芦屋市告示第 68 号 決定)	告示された阪神間都市計画(<u>芦屋国際文</u>
	化住宅都市建設計画)楠町西地区地区計
	画のうち ,地区整備計画が定められた地
	域
3 浜風町南地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により
(平成 14 年芦屋市告示第 149 号 決定)	告示された阪神間都市計画 (芦屋国際文
	化住宅都市建設計画)浜風町南地区地区
	計画のうち ,地区整備計画が定められた
	地域
4 潮見町南地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により
(平成 15 年芦屋市告示第 128 号 決定)	告示された阪神間都市計画 (<u>芦屋国際文</u>

	化住宅都市建設計画)潮見町南地区地区
	計画のうち ,地区整備計画が定められた
	地域
5 緑町西地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により
(平成 15 年芦屋市告示第 129 号 決定)	告示された阪神間都市計画(<u>芦屋国際文</u>
	化住宅都市建設計画)緑町西地区地区計
	画のうち ,地区整備計画が定められた地
	域
6 業平町地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により
(平成 15 年芦屋市告示第 155 号 決定)	告示された阪神間都市計画(<u>芦屋国際文</u>
	化住宅都市建設計画)業平町地区地区計
	画のうち ,地区整備計画が定められた地
	域
7 浜風町第2地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により
(平成 16 年芦屋市告示第 90 号 決定)	告示された阪神間都市計画 (<u>芦屋国際文</u>
	化住宅都市建設計画)浜風町第2地区地
	区計画のうち ,地区整備計画が定められ
	た地域
8 若宮町地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により
(平成 17 年芦屋市告示第 105 号 決定)	告示された阪神間都市計画 (<u>芦屋国際文</u>
	化住宅都市建設計画)若宮町地区地区計
	画のうち ,地区整備計画が定められた地
	域
9 奥池町地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により
(平成 17 年芦屋市告示第 106 号 決定)	告示された阪神間都市計画 (<u>芦屋国際文</u>
	化住宅都市建設計画)奥池町地区地区計
	画のうち ,地区整備計画が定められた地
	域
10 奥池南町地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により
(平成 18 年芦屋市告示第 163 号 決定)	告示された阪神間都市計画(<u>芦屋国際文</u>
	化住宅都市建設計画) 奥池南町地区地区
	計画のうち ,地区整備計画が定められた

	地域
11 六麓荘町地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により
(平成 18 年芦屋市告示第 164 号 決定)	告示された阪神間都市計画(<u>芦屋国際文</u>
	化住宅都市建設計画)六麓荘町地区地区
	計画のうち ,地区整備計画が定められた
	地域
12 新浜住宅地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により
(平成 18 年芦屋市告示第 199 号 決定)	告示された阪神間都市計画 (<u>芦屋国際文</u>
	化住宅都市建設計画)新浜住宅地区地区
	計画のうち ,地区整備計画が定められた
	地域
13 高浜町南地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により
(平成 19 年芦屋市告示第 108 号 決定)	告示された阪神間都市計画 (<u>芦屋国際文</u>
	化住宅都市建設計画)高浜町南地区地区
	計画のうち ,地区整備計画が定められた
	地域
14 松ノ内町地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により
(平成 20 年芦屋市告示第 6 号 決定)	告示された阪神間都市計画 (芦屋国際文
	化住宅都市建設計画)松ノ内町地区地区
	計画のうち ,地区整備計画が定められた
	地域

備考 名称の欄括弧内は,各地区整備計画区域における都市計画の決定又は変更の告示番号を示す。

芦屋市南芦屋浜地区における企業立地促進に関する条例(抄)

(平成 15年 3月 19日条例第 14号)

(目的)

第1条 この条例は,南芦屋浜地区における特定業務地区への企業の立地を促進 するため,必要な助成措置を講じることにより,市勢の振興及び地域経済の発 展に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この条例において,次の各号に掲げる用語の意義は,それぞれ当該各号 に定めるところによる。
 - (1) 特定業務地区 阪神間都市計画 (<u>芦屋国際文化住宅都市建設計画</u>)南芦屋 浜地区地区計画で定めた地区のうち,規則で定める地区であって,産業の集 積による経済及び雇用の活性化に関する条例 (平成 14 年兵庫県条例第 20 号) 第 5 条第 3 項の規定により兵庫県知事が指定する国際経済拠点地区をいう。
 - (2) 特定事業 地域の環境と調和し、持続的な成長が見込まれる業種であって、 規則で定める事業をいう。
 - (3) 特定事業者 特定業務地区において,特定事業を行う外国企業(外国の法令に基づいて設立された法人をいう。)及び外資系企業(我が国の法令に基づいて設立された法人であって,一の外国企業により所有されるその株式の数又は出資の金額のその発行済株式の総数又は出資の金額の総額に占める割合が3分の1を超えるものをいう。)をいう。

芦屋市南芦屋浜地区における企業立地促進に関する条例施行規則(抄) (平成 15 年 3 月 19 日規則第 10 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は ,芦屋市南芦屋浜地区における企業立地促進に関する条例 (平成 15 年芦屋市条例第 14 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を 定めるものとする。

(地区の指定)

第2条 条例第2条第1号の規則で定める地区は,センター地区,マリーナ地区 及び業務・研究地区とする。

(特定事業)

- 第3条 条例第2条第2号の規則で定める事業は,次の各号に定めるいずれかの 分野に該当し,別表に掲げる事業とする。
 - (1) 医療・福祉に関連する分野
 - (2) 生活文化に関連する分野
 - (3) 環境に関連する分野
 - (4) 情報・通信に関連する分野
 - (5) 新製造技術・新素材に関連する分野
 - (6) 輸送・物流に関連する分野

- (7) 国際化に関連する分野
- (8) その他市長が特に必要と認める分野

別表(第3条関係)

(省略)

2 <u>生活文化に関連する分</u><u>野</u>

1) 高齢者等が安全かつ 快適に利用できるよう配 慮された住宅その他の優 良な住宅の建築の促進に 資する技術の開発を行う 事業 一般土木建築工事業,建築工事業,木造建築工事業,建築リフォーム工事業又は土木建築サービス業に属する事業のうち,高齢者等が快適に利用できる形状及び材質並びに安全性及び機能性を備えた製品の開発を行うもの

工学研究所に属する事業のうち ,住宅の建築の促進に資する 技術の研究又は開発を行うもの

(3) 大規模な遊園地その他のレクリエーション施設,<u>教養文化施設</u>又はスポーツ施設の設置及び 運営を行う事業 展示施設及びこれらの附帯施設(以下「展示施設等」という。)の用に供する家屋(当該展示施設等の用に供する部分に限る。以下同じ。)の床面積及び展示施設等の用に供する土地(当該展示施設等の用に供する部分に限る。)の面積の合計が20,000平方メートル以上又は展示施設等の用に供する家屋の床面積が5,000平方メートル以上であるテーマパーク(医療・福祉,生活文化,環境,情報・通信,新製造技術・新素材,

		輸送・物流 ,国際化等特定の主
		題に基づいて構成され ,及び演
		出されたレクリエーション施
		設をいう。)の設置及び運営を
		行う事業
		展示施設の用に供する家屋(当
		該展示施設の用に供する部分
		に限る。)の床面積が 1,000 平
		方メートル以上である博物館
		又は美術館の設置及び運営を
		行う事業
7 国際化に関連する分野	1) 国際見本市場施設そ	床面積が 7,000 平方メートル
	の他の外国との経済交流	以上である国際見本市場施設
	又は <u>文化交流</u> の促進を図	の設置及び運営を行う事業
	るための施設の設置及び	
	運営を行う事業	

芦屋市/打出/芦屋/財産区山車維持管理費助成要綱(抄)

(平成 17年 4月 1日)

(目的)

第1条 この要綱は,芦屋市/打出/芦屋/財産区(以下「財産区」という。)内において,<u>地域伝統文化として伝承</u>される山車の維持管理に要する経費を助成することにより,<u>地域伝統文化の振興</u>とコミュニティの健全な発展を図ることを目的とする。

芦屋市 / 三条 / 津知 / 財産区山車維持管理費助成要綱(抄)

(平成17年4月1日)

(目的)

第1条 この要綱は,芦屋市 / 三条 / 津知 / 財産区(以下「財産区」という。)内において,<u>地域伝統文化として伝承</u>される山車の維持管理に要する経費を助成

することにより,<u>地域伝統文化の振興</u>とコミュニティの健全な発展を図ることを目的とする。

芦屋市まちづくり支援要綱(抄)

(平成18年4月1日)

(目的)

第 1 条 この要綱は,本市の緑ゆたかな六甲山や芦屋川などの自然に恵まれた環境を保全・育成し,「<u>国際文化住宅都市」にふさわしいゆとりのある優良な住宅都市</u>とするため,まちづくり案等を立案する住民団体の活動を助成することにより,住民の自主的なまちづくりを促進することを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この要綱において,次に掲げる用語の意義は,当該各号に定めるところ による。
 - (1) まちづくり活動団体 次条の規定により認定された団体をいう。
 - (2) 住民等 居住者及び土地又は家屋の所有権を有する者をいう。
 - (3) コンサルタント 都市計画,建築協定等まちづくりに関し相当の専門知識及び実務経験を有する者として市長が別に定めるものをいう。
 - (4) 地区計画 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 12 条の 4 第 1 項第 1 号の規定による地区計画をいう。
 - (5) 建築協定 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 4 章の規定による建築 協定をいう。
 - (6) 景観地区等 芦屋市都市景観条例(平成8年芦屋市条例第21号)第6条の規定による景観地区,第7条の規定による景観軸及び第8条の規定による景観点をいう。
 - (7) 地区計画等 地区計画,建築協定及び景観地区等をいう。

(まちづくり活動団体の認定)

- 第3条 市長は,住みよいまちづくりを推進することを目的とする住民組織であって,次の各号のいずれにも該当するものをまちづくり活動団体として認定することができる。
 - (1) その活動の対象となる区域(以下「活動区域」という。)の面積がおおむ ね 0.5 ヘクタール以上であるもの。

- (2) その組織が,活動区域内の住民等の 2 分の 1 以上で構成され,構成員が 10 人以上であるもの。
- (3) その活動が、活動区域における地区計画等の導入を目的としているもの。
- (4) その活動内容について,活動区域内の住民等に周知徹底できる態勢となっているもの。
- (5) 利害を共通する特定の者(地主,家主,借家人等をいう。)のみにより構成されているものでないこと。

芦屋市事務分掌規則(抄)

(平成 19年 3月 30日規則第 20号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は ,芦屋市事務分掌条例(昭和 43 年芦屋市条例第 37 号。以下「条例」という。)第 2 条及び第 4 条の規定に基づき ,部 ,課 ,場の事務分掌及び条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(課等の設置)

第2条 部に次の課又は場を設ける。

総務部

(省略)

行政経営課

- (1) 政策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 総合計画の策定及び進行管理に関すること。
- (3) 広域行政に関すること。
- (4) 管理会議,庁議及び庁内調整会議に関すること。
- (5) 市議会質問通告に関すること。
- (6) 行政改革に関すること。
- (7) 行政評価に関すること。
- (8) 市長の特命に関すること。
- (9) 使用料及び手数料等市徴収金の統括管理に関すること。
- (10) 芦屋国際文化住宅都市建設法(昭和 26 年法律第 8 号)に関すること。
- (11) 地方独立行政法人移行準備に関すること。
- (12) 行政情報化に係る計画及び調整に関すること。

- (13) 地域情報化に係る研究及び調整に関すること。
- (14) 電磁的に記録されたものに係る情報セキュリティ対策に関すること。
- (15) 情報ネットワークシステムに関すること。
- (16) 住民情報システムの調整に関すること。
- (17) OA機器等の導入に係る指導,助言及び設置に係る調整に関すること。

市民生活部

市民参画課

- (1) 市民参画・協働に関すること。
- (2) あしや市民活動センターに関すること。
- (3) コミュニティの推進に関すること。
- (4) 自治会等の地縁による団体に関すること。
- (5) 集会所の設置及び管理に関すること。
- (6) ボランティア等に係る総合調整に関すること。
- (7) 都市間交流に関すること。
- (8) 人権施策の推進に係る調査,研究及び企画に関すること。
- (9) 人権擁護に関すること。
- (10) 平和施策に関すること。
- (11) 文化行政の総合調整及び文化活動の支援に関すること。
- (12) 国際交流に係る総合調整及び推進に関すること。
- (13) 芦屋市国際交流協会に関すること。
- (14) 男女共同参画に係る企画及び推進に関すること。
- (15) 男女共同参画センターに関すること。

芦屋市文書取扱規程(抄)

(平成19年4月1日訓令甲第6号)

(歴史的文化的価値を有する文書の特例)

第 58 条 第 55 条第 1 項及び第 56 条第 1 項の規定にかかわらず ,歴史的文化的資料としての価値を有すると認められる文書については ,歴史資料として保存することができる。

芦屋市立図書館資料収集要綱(抄)

(平成20年4月1日)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は,芦屋市立図書館処務規則(昭和 43 年芦屋市教育委員会規則 第 15 号。以下「規則」という。)第 5 条第 9 号に規定する事務を円滑に運営す るため,芦屋市立図書館における資料の収集に関し,必要な事項を定めるもの とする。

(基本方針)

- 第 2 条 資料は ,図書館法 (昭和 25 年法律第 118 号) 第 3 条第 1 号に規定する図書館資料のうち,市民の文化 , 教養 ,調査研究 , レクリエーション等<u>に資する資</u>料を各分野から収集する。
- 2 資料の収集に当たっては,次に掲げる事項に留意する。
 - (1) 思想,信条,学説,宗教等に対して,とらわれることなく,それぞれの観点に立って資料を収集する。
- (2) 市民の多様な要求に応えられるよう,あらゆる分野にわたる資料を収集する。

芦屋市男女共同参画推進条例(抄)

(平成21年4月1日条例第10号)

わたしたちの誰もが,学び,知っている「日本国憲法」には,すべての人は,個人として尊重され,その尊厳と基本的人権において平等である,とうたわれています。

これと同じ理想を掲げて,いま,その推進が国際的に展開されている「男女共同参画社会」の実現に,わたしたちのまち,芦屋市も,国や兵庫県とと もに取り組んでいます。

誰もが、性別にかかわりなく社会の対等な構成員として、その個性と能力を発揮し、家庭、職場、学校、地域その他あらゆる分野に参画できるとともに均等に責任を担い、しあわせを分かち合う、この「男女共同参画社会」を実現することは、わたしたち芦屋市民の願いです。

阪神・淡路大震災において、わたしたちは、老若男女関係なく、お互いが助け合い、支えあうことのすばらしさを体験しました。このあらゆる市民の

参画と協働が ,地域の社会・<u>文化づくり</u>に大きな力となったことから ,今後 , 男女共同参画の一層の推進が必要であることを知り , それが , これからの社

715

会やまちの様々な問題解決への道を拓くことを学びました。

わたしたちは,市,市民及び事業者等の協働の下,市民の一人一人が活き活きとゆたかに生活できる未来のあるまちとして,<u>国際文化住宅都市</u>芦屋に,「男女共同参画社会」の実現を決意し,ここに,この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及 び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市 の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策 を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目 的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において,次の各号に掲げる用語の意義は,当該各号に定めるところによる。
 - (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女 が均等に政治的、経済的、社会的及び<u>文化的利益を享受</u>することができ、 かつ、ともに責任を担うべきことをいう。
 - (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において,男女のいずれか一方に対し,当該機会を積極的に提供することをいう。
 - (3) 市民 市内に在住,在勤又は在学する個人をいう。
 - (4) 事業者等 市内において営利,非営利を問わず,事業又は活動を行う個人, 法人その他の団体をいう。
 - (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること,又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
 - (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある者(過去 に配偶者であった者その他親密な関係にあった者を含む。)から受ける身 体的,精神的,経済的,社会的又は性的な暴力をいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画は,次に掲げる基本理念に基づき,推進されなければならない。
 - (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること,男女が直接的又は間接的であるかを問わず,性別による差別的取扱いを受けないこと,男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨とすること。
 - (2) 男女が,性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度 又は慣行によってその活動が制限されることなく,自らの意思において多 様な生き方を選択することができるように配慮すること。
 - (3) 男女が、社会の対等な構成員として、様々な政策又は方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。
 - (4) 家族を構成する男女が,相互の協力と社会の支援の下に,家庭生活における活動と職場,学校,地域その他の社会生活における活動を両立して行うことができるようにすること。
 - (5) 男女共同参画の推進は,国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ,国際的な理解と協調の下に行われること。
 - (6) 男女が,互いの性を尊重するとともに,その身体についての理解を深め, 生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるように配慮すること。 (市の責務)
- 第4条 市は,男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け,前条に定める男女共同参画の推進のための基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり,男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的に策定し,実施しなければならない。
- 2 市は,市民及び事業者等(以下「市民等」という。)が行う男女共同参画 の推進のための活動を支援するとともに,国,県及び他の地方公共団体と連 携及び協力を図り,男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 3 市は,男女共同参画推進施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は,基本理念にのっとり,男女共同参画の推進に関する理解を深め,家庭,職場,学校,地域その他の社会のあらゆる分野において,主体的

かつ積極的に男女共同参画を推進するよう努めるとともに,市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業又は活動において男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。